

## 商事判例研究

投資信託(MMF)受益者の解約返戻金請求権を差押えた債権者が投資信託受益権販売会社に対して取立権に基づく解約の実行と解約返戻金支払請求することの可否

西南学院大学商法研究会

東京高裁平成17年4月28日判決(平16(ネ)第2151号取立債権請求控訴事件〔上告、上告受理申立て〕)金融法務事情1753号46頁

### 〔事実〕

X(被控訴人・原告)(第一審中に死去、本件控訴審ではその子らX<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>が承継)は、次男訴外Aに対する債権を請求債権とし、Y(控訴人・被告)を第三債務者として、AがYから購入した投資信託(本稿では仮に「B社のMMF」とする。また、以下、「本件投資信託」とよぶ)の解約返戻金債権を差押債権として債権差押添付命令を得たものである。

本件投資信託は、委託者指図型証券投資信託といわれるもので、信託財産を委託者の指図に基づいて、主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託である。また、投資信託及び投資法人に関する法律(以下、「投信法」とよぶ)により設定され、受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とする。本件投資信託の委託者はB社、受託者はC社(信託銀行)であり、両者間で追加型証券投資信託約款(以下「本件約款」という)が交わされている。B社は、Yを含めた銀行等の販売会社(約款に言う「委託者の指定する証券会社及び登録金融機関」と「証券投資信託受益証券の募集・販売に関する契約書」を締結し(以下「本件募販契約」という)、これにもとづき、

販売会社はB社のために本件投資信託に係る受益証券の募集・販売や解約等に関する事務を行っている。

本件投資信託の受益者であるAが有する本件受益証券についての解約返戻金請求権を差し押さえたXは、その取立てのために受益者と同様に解約の実行をすることができ、XがYに対して解約実行請求をすればAが解約の実行を請求したのと同様の効果を生じると主張した。また、それゆえ、本件解約実行請求によりXはYに対して本件解約返戻金支払請求権を有するとして、解約返戻金の支払いを求めた。

### 原審（東京地判平成16年3月29日金判1192号15頁）

Yは仮に本件投資信託の解約がなされB社またはC社から本件解約金等の交付を受ければ、本件投資信託取引規定集記載の規定に基づき原告に対し本件解約金の返還義務を負うことは認めている。したがって、本件投資信託の解約がなされていれば、Aが被告に対し本件解約金等の返還請求権を有することに争いはなく、被転付債権の存否は、原告の被告による解約の実行の請求により本件投資信託は解約されるかの点に帰することになる。本件約款41条1項、4項は受益者に解約権があり、その行使方法を定める規定と解釈した。さらに、本件母斑契約の内容を次のように認めた。すなわち、「原審の判示した内容は以下のとおり「本件募販契約によれば、受益者から本件投資信託の解約の実行の請求がなされた場合、販売会社は、これを受け付け、その旨をB社に対し通知するとともに、当該解約にかかる受益証券をB社に対し交付する義務を負うことになっている。したがって、被告は、Aから解約の実行の請求を受けた場合、解約の実行の意思表示が有効なものであれば、被告は、その旨をB社に対し、通知する義務を負っている。（3）販売会社は、本件投資信託の解約金等が入金された場合には、受益者に対し、これを支払うべき義務を負っている。したがって、被告は、本件投資信託の解約がなされた場合には、Aに対し、本件解約金等の支払いをする義務がある。（4）B社は、本件募販契約に基づき、販売会社からの解約指示に対し応諾する義務を負い、C社は、本件約款により、B社からの解約指示に対し応諾する義務を負っている」。そこで、本件約款の

二つの規定および、募販契約の内容から、受益者は解約権を有し、解約により直ちに販売会社に対し解約返戻金請求権が発生する。「差押債権者は自己の名で被差押債権の取立てに必要な範囲で債務者の一身専属的権利に属するものをのぞく一切の権利を行使することができ」という最高裁判例（最判平成11年9月9日民集53巻7号1173頁）を引用して、契約の解約金等の返還請求権についても、解約前でもこれを差し押さえることができをさえたものは、その取立てに必要な範囲で権利行使をできるとし、Xの請求を認容した。

### 〔判旨〕

#### 原判決取消、請求棄却

本件受益証券に係る解約返戻金支払請求権は、本件信託契約が解約されたことを前提として発生するもので、その解約権は、Yでなく信託契約の委託者であるB社が有する。解約返戻金支払請求権は、受益者からの解約実行の請求がなされただけでは発生せず、B社の解約権の行使によってはじめて発生する。一方、Yは本件募販契約に基づき解約返戻金の支払を行うべき義務を負うものの、この義務はB社に対するものであり、信託契約の当事者でないYが受益者に対して同契約の解約に伴う解約返戻金の支払義務を負うものではない。解約返戻金がB社から交付されたときに受益者に交付する義務を負うに過ぎない販売会社であるYは本件信託契約を解約する適格に欠けるものである。

最高裁平成11年9月9日第一小法廷判決は、債務者である保険契約者が自ら有する解約権の行使により直ちに第三債務者である保険者に対し解約返戻金請求権という金銭債権を取得する場合であるから、債務者である二郎が第三債務者である控訴人に対し解約返戻金請求権という金銭債権を取得し得ない本件とは事案を異にする。

本件約款41条1項および4項は本件投資信託の受益者が解約の実行を請求した場合、請求の相手方に受益証券を提示しなければならないとされ、受益証券が控訴人に預託されているが、このことをもって、受益者が解約の実行を請求すれば直ちに解約の効果が生ずることが基礎付けられるものではない。41条4項は、受益者による解約実行請求について、その相手方として、販売会社とと

もにB社を定めていることは、販売会社においてB社の事務を代行するとともに受益者の便宜を図ったものであり、同規定がその効果について定めているとするには疑問がある。38条1項はB社の受益者に対する解約返戻金支払義務の履行時期と場所を定めたものに過ぎない。

## 〔研究〕

### 1 本件の意義

いわゆる委託者指図型証券投資信託について投信法2条1項はこれを「信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とする信託であって、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。」と定める（なお、本件投資信託は平成12年改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に基づき発行されている）。また、従来投資信託の委託会社等の業務については、投信法が信託財産の運用、指図、その他の業務に関する受益者への忠実義務（14条1項）、善管注意義務（14条2項）などを定めてきた（金融商品取引法の施行とともに、上述の規定を含めて投資信託の委託会社に関する業者規制は同法により「投資運用業」としてなされる（金融商品取引法42条以下）。ところで、投資信託においては、一般的に受益者と委託者の間には販売会社が介在するが、この販売会社の地位については特に規定がなく、受益者の権利などにつき必ずしも明確な規定とはなっていない。本件は、このような状況下において受益者と販売会社との法律関係について言及しており、これを検討する上で示唆を与えるものと評価することができる。（なお本判決の評釈として、田中康久「判批」判時1925号181頁（2006年）、片岡雅「判批」金法1776号29頁（2006年）、堂園正平「判批」金法1744号4頁（2005年）、亀井洋一「判批」銀法662号24頁（2006年）、谷本誠司「判批」銀法665号52頁（2006年）がある）。

## 2 投資信託受益者（訴外A）の販売会社への解約返戻金請求権の有無

本件において、差押債権者である原告が取立権に基づいて本件投資信託の解約が可能か否かを判断する上で、まず差押の債務者である訴外Aが被告に対して解約権を有するか否かを明らかにする必要がある。受益者による投資信託の一部解約について、投信法上に特段の規定がなく、また、投信法上、受益者と委託会社、販売会社との法律関係が不明瞭であることは指摘されている（鴻常夫編『商事信託法制』163頁（岩原教授によるコメント）（1998年））。そこで、受益者の有する権利は約款によることになる。本件約款では、委託者が解約の実行請求をできること及び実行の方法について、以下のような規定がある。41条1項「受益者は、自己の有する受益証券について、委託者に解約の実行の請求をすることができます」。同4項「受益者は、第1項の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします」。37条の2第1項「委託者は、委託者自らの募集にかかる第9条の規定により発行された受益証券を保護預り会社と受益者との保護預り契約に基づいて、保護預り会社において大券をもって混蔵保管するものとします」。同2項「委託者は、受益者から自己の有する前項の有価証券について返還請求があったときは、当該受益者から第41条に規定する信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします」。38条1項「一部解約金及び信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として解約の実行の請求を受けた日の翌営業日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所などにおいて受益者に支払うものとします。ただし、委託者自らの募集にかかる受益証券に帰属する一部解約金または信託の一部解約にかかる当該受益証券に帰属する収益分配金は、委託者において受益者に支払います」。本件のMMFの約款規定については目論見書がwebで閲覧可能であり、本評釈において、判旨に引用されていない約款規定については当該交付目論見書記載の約款を参照した。[http://202.211.150.122/dkaStatic/fundPdf/04\\_220017.pdf](http://202.211.150.122/dkaStatic/fundPdf/04_220017.pdf)。

本件判旨は、本件受益証券にかかる解約返戻金請求権について、①解約権は投資信託の委託会社が有し、委託会社の解約権行使がなければ解約返戻金が発生しないこと②Yは本件募販契約等により委託会社から交付された解約返戻金

を受益者に交付する義務を負うが、この義務は受益者ではなく委託会社に対する義務であることから、受益者は信託契約の当事者でもない販売会社であるYに対して解約返戻金請求権を有しないとする。また、約款規定について本件判旨は、約款41条1項、4項から解約実行請求により直ちに解約の効果が生ずることは基礎づけられず、4項で解約の実行請求先として販売会社が挙げられていることは、販売会社が委託会社の事務を代行することを定めるに過ぎないと解している。また、約款38条1項は、解約返戻金支払義務の履行時期と場所を定めたものに過ぎないとし、同規定から直ちに本件信託契約の解約に関与する者が解約返戻金の支払が行われるような必要な行為をすべき義務を負っているものとは解されないとする。

これに対して原審は、約款41条1項を受益者の解約権を定める規定、同4項を解約権の行使方法の規定と解し、受益証券がYに預託されていることからYへの解約の実行の請求は約款の趣旨に沿うとし、解約権が行使された場合の販売会社、委託会社、受託会社の義務から、解約権の行使の効果として販売会社に解約金の支払義務があることを認めている。

このように原審は約款41条1項を受益者の解約権を定める規定と解するが、本件判旨はこの規定による解約実行請求がされたとしても、直ちに解約の効果が生じるわけではないと消極的な言い方で判示するに過ぎない。この違いについて、本件判旨のように消極的に解しても、本件投資信託においては原審が認定するように受益者の意思に反して委託者が解約を行わないことや、受託者が解約を受け入れないことはできないため、結果的に解約に至る結果に変わりはない。しかし、解約実効請求の効果へのとらえ方について、本件判旨と原審には開きがある。原審が認めるように解約権の行使の結果であれば、その行使によって販売会社の違約金の支払義務、すなわち、販売会社に対する解約返戻金請求権の発生を認めているように読めることに対して、本件判旨のいう解約実行請求を行なった場合の効果は不明確である。38条1項が委託会社と受託会社の信託契約を規律するとして、解約に関与するものにおいて解約返戻金の支払が行われるよう必要な行為をすべき義務を負っているものとは解されないとする旨の判示は解約実行請求により、特段の効果は生ぜず、受益者は販売会社等

が自発的に受益者の請求に応じて販売会社に解約返戻金が交付された場合にのみ結果的に解約返戻金の受取が可能になるに過ぎないと解しているとも受取れる。加えて、本件判旨には、債権者代位請求による新たな請求の余地があり、この請求を追加するか否かを質した旨の記述がある。この内容は不明確であるが販売会社を代位して委託会社への請求を行うこと（この方法への批判として田中・前掲186頁以下）であれば、このことから本件判旨は、解約返戻金支払義務者を販売会社が自発的な行動をしない限り委託会社のみ限定しようとしていると受け取れる。

原審の認定によれば、販売会社の受益者から解約実行請求があったことの通知義務と委託会社が解約指示に応諾する義務は募販契約上のものである。そのため、いずれも受益者に対する義務ではない。また、販売会社は形式的には信託契約の当事者でないことから、約款解釈から販売会社の義務を導かない本件判旨のような解釈も確かに可能である。しかし、約款上、販売会社が解約返戻金の請求に関わることが明らかな記載があること（約款41条1項、38条3項）、販売会社は投資信託において重要な役割を果たしていること、解約請求の効果が約款等に明確にされていないことから、このように受益者に不利に解釈する必要性は乏しいのではなからうか。むしろ、販売会社は約款規定を承知した上で投資信託受益権を販売しているであろうことを考えると、約款規定により販売会社も義務を負うと解するべきである。また、販売会社の自発的な委託会社への通知がない限り、解約がなされないのであれば通知漏れの場合に解約返戻金が変動するなどの問題が発生し、妥当でない（田中・前掲184頁以下）。一方、原審は、販売会社への解約権行使により直ちに解約の効果が発生しているとす。前述のとおり約款が明確でない以上、別途受益者と何らかの合意がなされていない限りこのような解釈も不可能ではない（原審事実認定によると本件では投資信託取引規定集が存する）。しかし、たとえば、解約請求の効果として直ちに販売会社に対する解約返戻金請求権が発生するとすれば、まれなケースではあるが、解約請求後、解約返戻金が支払われるまでの間に委託者または受託者が破産するなどして、販売会社に解約返戻金が支払われなかった場合にまで販売会社に解約返戻金の支払義務が発生することになる。このように、販売会

社をいわば保証人的地位に置くことまでは、実態に合うとはいえ、受益者もそこまでの意思を持って当該受益証券を購入しているとは考えにくい。それゆえ、解約の効果が発生するという意味は、販売会社への解約実行請求が、委託者との関係においても解約実行請求をしたこととなる（田中・前掲184頁）に留まると考える。すなわち、受益者の解約実行請求により、委託会社との関係でもそれにより直ちに解約返戻金請求権が発生するのではなく、約款38条1項から翌営業日を待って、受益者に販売会社に対する解約返戻金請求権が発生すると解すべきではなかろうか。そして、委託会社の破産等のやむを得ない事情があって、解約返戻金が払い込まれていない場合にのみ販売会社は解約返戻金の支払い義務を免れうると解すべきであろう。また、販売会社は自ら信託受益権販売の枠組みに参加しているのであり、それ以外の事情で販売会社が解約返戻金の交付を受けていない場合には販売会社と委託会社の間で解決がなされるべきであろう。

### 3 解約返戻金請求権を差し押さえたXらによる解約と取立権に基づく解約金返還請求について

金銭債権を差し押さえた債権者が、その取立権に基づき本件のように解約権などを行使できるか否かについては、生命保険契約の解約返戻金請求権を差押えと解約権の行使の可否について最高裁の判例があり、本件でも引用されている（最判平成11年9月9日民集53巻7号1173頁。以下、単に「最高裁判決」と呼ぶ）。この最高裁判決では、金銭債権を差し押さえた債権者の、民事執行法155条1項による取立権について、「取立権の内容として、差押債権者は、自己の名で被差押債権の取立てに必要な範囲で債務者の一身専属的権利に属するものを除く一切の権利を行使することができる」と判示された。また、生命保険契約の解約権が債務者の一身専属的権利に属するか否かについては、「身分法上の権利と性質を異にし、その行使を保険契約者のみの意思に委ねるべき事情はないから、一身専属的権利ではない」とした。

この最高裁判決に関しては、生命保険契約の解約返戻金請求権を差押えることの可否について議論、差し押さえた解約返戻金の実現方法について議論があ

るが、前者に関しては、差押を可能とする見解が通説的である（中野貞一郎『民事執行法（増補新訂5版）』631頁）。一方、後者に関しては見解が分かれており、この最高裁判決においても、遠藤光男裁判官により以下のような反対意見が示されている。すなわち、解約返戻金請求権が条件付権利であることに對して、「1 条件付権利を差し押さえた差押債権者が解約権を行使することにより無条件の権利を差し押さえたのと同じ効果を認めることは相当ではない。」とし、また、生命保険契約の性質に着目して「2 付随的権利を差し押さえた差押債権者が解約権を行使することにより保険契約者又は保険金受取人が有する基本的な権利、すなわち生命保険契約本来の目的である保険金請求権を消滅させることを認めることは相当ではない。3 差押債権者による解約権の行使を認めるとすると、債務者が生命保険契約上有する期待権を著しく侵害する場合がある。」と判旨に反対する。さらに、反対意見は、債権者代位権による請求の余地があることから「4 取立権に基づく解約権の行使を認めないとしても、解約返戻金請求権を差し押さえたことの意義自体は何ら損なわれるものではない。」と述べる。

この反対意見に示されるように、差押債権者が、取立権に基づいて解約ができるか否かに関する議論は、解約権の対象である契約の性質（最高裁判例では生命保険契約の性質）からの議論、と、解約返戻金が債務者（保険契約者）の解約を条件とする条件付権利であることからの議論がなされている。そもそも、民事執行法151条の解釈問題ではあり、取立権の範囲は、一般的に「被差押債権の取立てに必要な範囲で債務者の一身専属の権利に属するものを除く一切の権利」と考えられている（上記最高裁判決判旨、中野・前掲671頁）。しかしこの最高裁判例の評釈においても、特に債務者の不利益が大きい場合などに、取立権の内容として解約権などが「一切の制約なく認められるべきかについては、執行法の解釈から演繹的に結論が導かれる性質のものではなく」、実際に利害関係人の利害調整という観点から議論がなされていることを示し、「利害関係人相互間の利害状況を分析した上でそこに価値判断を加える作業が必要になる」と指摘されている（榊素寛「判批」法協118巻11号1771頁（2001年））。

生命保険契約において、債務者たる保険契約者と差押え債権者との利害は以下のように指摘される。保険契約の解約に関して考慮されるべき保険契約者の利益として、入院時などの生活保障として有用であること（榊・前掲118頁）などの保険契約の有する保険契約者ないしは保険金受取人の生活保障機能があげられるが、このような機能は、保険契約のみならず預金等も同様に有するものであることから、保険契約のみを特別に取り扱うことについては批判が多い（山下友信「保険契約の解約返戻金と民事執行・債権者代位請求」金法1157号6頁（1987年）、久保井一匡「生命保険契約の解約返戻金請求権における債権者代位請求について」三宅一夫先生追悼論文集『保険法の現代的課題』367頁（1993年）、平井宜雄「債権者代意見の理論的地位—解約返戻金請求権の差押え及び代位請求を手がかりとして—」加藤一郎先生古希記念『現代社会と民法学の動向・下』238頁（1992年）、山野嘉郎「判批」商法（保険・海商）判例百選（第2版）131頁）。また、保険契約者は契約者貸付により差押を回避することが可能なことにも着目して、権利濫用となるような場合を除き、取立権に基づく解約権の行使を認めるべきと主張される（山下（友）・前掲9頁）。権利濫用に当たる場合の例としては、契約者貸付を受けていて債務の弁済に当てている場合、残り一割の解約返戻金を求める解約が挙げられる（ただし、その1割が差押債権との関係で少額とはいえない場合は差し押さえが許されるとする）（山下（友）・前掲9頁）。

解約返戻金が条件付権利であることに関して、具体化前の解約払戻金請求権は将来の金銭債権に過ぎず、解約払戻金請求権の差押は、将来の金銭債権を差押えたに過ぎない。解約権は、解約返戻金請求権とは別個の権利。生命保険契約の解約という重大な結果を生じる（山下孝之「解約払戻金請求権」三宅和夫先生追悼論文集『保険法の現代的課題』387頁（1993年）、倉沢康一郎「判批」リマークス21号106頁（2000年）、伊藤眞「解約返戻金請求権の差押えと解約権の代位行使」金法1446号24頁（1996年）。）と指摘されている。また、これらの見解では、解約権の行使については債権者代位権により、債務者の無資力要件を課す方が債務者の保護に資する旨の反論がなされており、最高裁判決の反対意見において取立権による解約権行使を認めなくても差押えの意義は失われな

いとす部分（反対意見の4の部分）はこれらの見解を反映している。また、取立権の範囲に解約権を含むとした上で、権利濫用によって不当な解約権行使を制約する場合、第三債務者であるの保険者が、解約に応じるか否かの際に権利濫用の有無を判断することになること、この判断が困難なこと、第三債務者には債務者を守るインセンティブがないことなどから差押債務者への保護が不十分となりかねないという指摘もなされる。（平井・前掲234頁、竹浜修「判批」ジュリ1179号（平成11年度重判）106頁。この点について実際には第三債務者たる保険者は債務者の利益を代弁する意思があるとされる。また、保険者に権利濫用となる事情の調査義務を負わせて民法478条過失として考慮するという見解がある。榊・前掲1781頁、1783頁以下）。この見解の対立は、解約がなされた場合に債務者に生じる結果の重大さを問題とし、この回避のために債権者側に無資力要件を課すか、第三債務者側に権利濫用の立証負担を求めるかの違いに帰着するが、本件の投資信託のように期間の定めもなく、生命保険契約の保険金請求権のように解約以外に契約者（投資信託では受益者）の利益となるの権利もない場合にまで、無資力要件を課して他の差押財産と区別する理由は見出しがたい。それゆえ、最高裁の反対意見のような解釈の当否はともかくとして、それがありうるとしても、解約以外に債務者の利益となる権利がある場合に限られるべきであろう。少なくとも、それ以外の場合には、万一、権利濫用となることがありうる場合には解約を認めないと解する最高裁判旨の法廷意見の立場が妥当である。

原審は、この最高裁判決を引用して原告の請求を認めているが、本件では、先の約款解釈から、解約請求を行った場合に直ちに返戻金返還請求権が発生するとはいえない。また、本件においてYは委託会社から解約返戻金を払い込まれておらず解約返戻金返還請求権が発生する条件も満たされていない。それゆえ、解約をしても解約返戻金返還請求権が直ちに発生しないにもかかわらず解約請求権の行使を認めるべきか否かについては疑問があり、この点については、最高裁判決と場面を異にしている。しかし、2で検討したとおり、解約実行請求が委託会社にも及び、販売会社に対しては、解約実行請求と翌営業日の到来を条件とする解約返戻金請求権の発生を認めるならば、保険契約の

保険者に対する場合と同様に本件投資信託の販売会社に対しても取立権に基づき解約の実行と解約返戻金の支払請求をすることは可能であると考える。

(田中慎一)